

平成 28 年 6 月 27 日
中国四国地方環境事務所

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「大山隠岐国立公園大山寺及び柵水高原集団施設地区公園維持管理、情報提供等業務」
に係る落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「大山隠岐国立公園大山寺及び柵水高原集団施設地区公園維持管理、情報提供等業務」（以下「本業務」という。）について、下記のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

記

1. 契約の相手方の住所、名称及び代表者

鳥取県鳥取市福部町湯山 2 1 6 4 - 6 6 1

一般財団法人 自然公園財団 鳥取支部所長 音田 研二郎

2. 契約金額（落札金額）：14,364,000 円（消費税込み）

※業務請負期間（平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）の額

3. 落札者の総合評価点：53.65 点

※総合評価点数（90点満点）＝技術点（60点満点）＋価格点（30 点満点）

4. 落札者決定の経緯及び理由

「大山隠岐国立公園大山寺及び柵水高原集団施設地区公園維持管理、情報提供等業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（1者）から提出された提案書について、審査委員会により審査した結果、技術点はいずれも評価基準を満たしていた。平成28年6月8日に開札したところ、予定価格の範囲内の価格が提示され、価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。

5. 契約相手方（落札者）における本業務の実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う業務は、大山情報館管理運営業務、野営場管理運営業務、公衆便所等保守管理業務の3業務である。これらの実施体制については、総括責任者が業務全体を総合監理し、現場業務責任者が総括責任者の指導を受け各業務担当責任者の指揮監督を行い、各業務担当責任者が各業務従事者を指揮監督することとしてい

る。

実施方法については、上記の実施体制に基づき、日々業務の質の向上を図り、的確に実施することとしている。

6. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 業務の内容

ア 大山情報館の管理運営

イ 豪円山野営場及び下山野営場の管理運営

ウ 下山公衆便所、榊水高原公衆便所、下山駐車場及び榊水高原駐車場の保守管理

(2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 大山情報館管理運営

(ア) 大山情報館管理運営業務を適正に行うため、別に定める業務を確実に実施すること。

(イ) 大山情報館が利用者の視点において清潔・安全な状態を維持していること。利用者に対するアンケートを行い、利用者から「清潔・安全な状態でない」との意見がある場合は、清掃・点検の頻度を見直す等の対応をすること。

(ロ) 国立公園の利用に必要な情報を、利用者の需要に応じて正確に提供すること。利用者に対するアンケートを行い、利用者から「必要な情報が得られない」との意見がある場合は、情報提供のあり方を検討し改善を行うこと。

(ハ) 明らかな業務の不備（床の濡れによる転倒、誤った情報など）によるクレームが無いこと。

イ 野営場管理運営

(ア) 野営場管理運営業務を適正に行うため、別に定める業務を確実に実施すること。

(イ) 野営場が利用者に対して清潔・安全な状態を維持していること。

利用者に対するアンケートを行い、利用者から「清潔・安全な状態でない」との意見がある場合は、清掃・点検の頻度を見直す等の対応をすること。

(ロ) 野営場利用者に対して必要な物品を提供すること。

(ハ) 明らかな業務の不備（スタッフ長期不在等）によるクレームが無いこと。

ウ 公衆便所等保守管理

公衆便所等保守管理業務を適正に行うため、別に定める業務を確実に実施すること。

7. 国に対して報告すべき事項

(1) 本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、下記の事項について中国四国地方環境事務所（以下、「国」という）に報告する。

ア 業務日報

イ 業務月報

ウ 年間総括報告書

8. 民間事業者に対する調査、指示について

- (1) 国は当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- (2) 国は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

9. 秘密を適性に取り扱うために必要な措置その他の請負業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約による民間業者が講ずべき措置

(1) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。民間事業者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(2) 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

(3) 公正な取扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、本施設利用者を合理的な理由なく区分してはならない。

イ 民間事業者は、本施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区分してはならない。

(4) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

(5) 宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業

務の宣伝を行ってはならない（自主事業として行う場合など、国から許可を受けたものを除く）。

イ 民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(6) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

(7) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(8) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、請負事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(9) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(10) 権利義務の帰属等

ア 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

(11) 再請負の取扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再請負してはならない。

イ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再請負を行う場合には、再請負に関する事項を明らかにしたうえで国の承認を受けなければならない。

ウ 民間事業者は、上記イにより再請負を行う場合には再請負先から必要な報告を徴収することができる。

エ 再請負先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(12) 請負内容の変更

国及び民間事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

(13) 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

- ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- イ 法第10条の規定を準用し、民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ウ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- エ 上記ウに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- オ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- キ 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ク 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国が協議するものとする。

10. 契約により民間事業者が負うべき責任

本業務を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該事業に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償等を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

1 1. 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

(1) 民間事業者の責務等

本請負業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 2 条に該当するとき、又は同法第 2 3 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 2 5 条及び第 2 6 条の規定により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は国を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

1 2. 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

民間事業者が行う業務は、総括責任者が業務全体を総合監理し、業務責任者が総括責任者の指導を受け各業務担当責任者の指導監督を行い、各業務担当責任者がスタッフの指揮監督をすることとしている。

上記実施体制に基づき、日々業務の質の向上を図り、的確に実施することとしている。